

えびなの森創造事業

第7回市民植樹祭の参加者を募集



市では、平成23年11月の市制施行40周年に向け、市民一人一本に相当する12万5000本の植樹を目指す「えびなの森創造事業」を推進しています。

7回目となる今回の植樹祭は、市道河原口勝瀬線の

市では、平成23年11月の市制施行40周年に向け、市民一人一本に相当する12万5000本の植樹を目指す「えびなの森創造事業」を推進しています。

7回目となる今回の植樹祭は、市道河原口勝瀬線の

街路樹を植樹します。市のシンボルロードの一つとなる道路への植樹に、ぜひご参加ください。

なお、参加する団体には、海老名産イチゴを1団体につき1パック差し上げます。

※植えた木には記念プレートを取り付けます。メッセージなどを入れられますので、申し込み時にお知らせください。

▽日時 2月27日(日)8時～(予定)

▽市民植樹場所 河原口勝瀬線歩道部分(左図)

▽植樹樹種 ムサシノケヤキ

▽対象・定員 市内在住か在学・在勤のグループなど・50団体(1団体1本に限る)

▽費用 1団体5000円(当日払い)。

【企業での植樹も募集】

今回の植樹祭では、企業の参加も受け付けますので、ご協力をお願いします。

▽企業植樹場所 河原口勝瀬線中央分離帯部分(左図)

▽植樹樹種・本数 ムサシノケヤキ・45本

▽対象 市内に事業所がある企業(1社当たりの本数制限なし)

▽費用 1本1万円。

▽市民植樹および企業植樹のいずれも、1月4日(土)～2月4日(金)に、直接または電話・ファクスで政策事業推進課へ、市ホームページからも申し込みできます。

※定員を超えた場合は抽選。結果は全員に通知します。

☆植樹情報をお寄せください

市民・企業・各種団体などの皆さんが植えた樹木の種類・本数などをお知らせください。樹木の大きさ・種類は問いません。平成20年4月1日以降に植樹した樹木が対象です。

住基カード申請時の本人確認を厳格化します

市では、住民基本台帳カード(住基カード)の不正取得による被害を未然に防止するため、1月4日(土)から、交付申請時の本人確認を厳格化します。

これは、昨年から東京都内を中心に、本人確認書類に偽造運転免許証を使用した住基カードの不正取得事件が多数発生していることから実施するものです。

住基カードの交付に当たっては、次の確認を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

《交付時の確認方法》

①ICカード運転免許証

市では、住民基本台帳カード(住基カード)の不正取得による被害を未然に防止するため、1月4日(土)から、交付申請時の本人確認を厳格化します。

これは、昨年から東京都内を中心に、本人確認書類に偽造運転免許証を使用した住基カードの不正取得事件が多数発生していることから実施するものです。

住基カードの交付に当たっては、次の確認を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

《交付時の確認方法》

①ICカード運転免許証

健康保険証や年金手帳などの書類を併せて確認するか、本人しか知り得ない事項などを聞き取って確認します。

植樹を行った方は、次の①～⑧について、電話またはファクス・はがき・市ホームページからお知らせください。お知らせいただいた方には、「えびなの森の住基カード」を送付します。

①氏名
 ②住所
 ③植えた日
 ④樹木の種類
 ⑤植えた本数
 ⑥植えた場所(番地等)
 ⑦メッセージ(可能であれば写真も)
 ⑧ホームページへの氏名掲載の可否。

※収集した個人情報本事業の目的以外には使用しません。

☎ 政策事業推進課(☎235・4635、FAX233・4401)。

教育委員長に田中氏を再選

市教育委員会は、11月定例会で、教育委員長の任期満了に伴う次期委員長の選出を行い、田中裕子氏(たなかひろこ、中新田在住、57歳)を再選しました。

同氏は、平成20年12月22日から同職を務めており、

今回の任期は平成23年12月12日までの1年間です。

なお、委員長職務代理者に松樹俊弘氏を指定しました。

☎ 教育総務課(☎235・4916)。

建物の新築・大規模改修時には 景観の届け出を

～マンションやビルなどの色の塗り替え時にも必要です～

市では、良好なまち並み景観の創出のため、平成21年10月に「海老名市景観推進計画」と「海老名市景観条例」を制定し、一定規模以上の建築物や工作物などの設置または色彩の変更などを行う場合は届け出が必要となっています。

心地よく、美しいまちの景観を保つため、建物・土地所有者の皆さんのご協力をお願いします。

☎ 市民課(☎235・4869)。

便利です！「えびなメールサービス」

登録はe-bina@city.ebina.lg.jp までメールを送信。詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ

◎景観出前講座をご利用ください

市では、地域の特性を生かすため、

希望日の1カ月前までに電話または市ホームページから都市整備課(☎235・9605)へ。

※準備などの都合により、日程を調整することがあります。

【景観届け出Q&A】

Q 届け出の対象は？

A 「建築物」：高さ10m以上、建築面積300平方メートル以上、敷地面積500平方メートル以上のいずれかに該当するもので、新築、増改築や色彩の変更などを行う場合

「工作物」：建築基準法の確認申請が必要なもので、ただし、擁壁は高さ2m以上で立面積50平方メートル以上、鉄塔は高さ10m以上のもの

〔開発行為〕：都市計画法に基づく神奈川県知事の許可が必要なもの

〔木竹の伐採〕：500平方メートル以上の建築や開発行為に伴って伐採する場合

〔特定照明(ライトアップ)〕：届け出対象規模の建築物・工作物で行う場合

※詳細は市ホームページをご覧ください。

Q 建物の色は自由？

A 新築、増改築や色の塗り替えをするときには色彩の制限があります。届け出の対象となる建築物などは、色の鮮やかさ・明るさの基準に従って色を選んでもください。アクセントカラーは、遠方からの眺望に影響のない低い位置であれば、使用できます。

Q 個人の家も届け出が必要？

A 自己居住用の建築物は届け出不要です。

◎景観出前講座をご利用ください

市では、地域の特性を生かすため、

希望日の1カ月前までに電話または市ホームページから都市整備課(☎235・9605)へ。

※準備などの都合により、日程を調整することがあります。

